平成２５年（フ）第１１６８９号
東京都港区南青山２丁目２番15―1403号
破産者　Ｍｏｎｏｌａｔｉｏｎ合同会社
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６９０号
東京都世田谷区北沢３丁目11―13―104
破産者　安本　　嘉
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６９７号
東京都品川区東品川２丁目３番12号　天王洲シーフォートスクエア１階
破産者　有限会社プロナード
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６９８号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町3440―１―201
破産者　關　　郁夫
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７０９号
北海道旭川市永山六条２丁目６番15号
破産者　有限会社柳渡塗装工業
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７１０号
東京都北区栄町３―１　富士交通
破産者　柳渡　廣行
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８４５号
東京都江戸川区南葛西７―４―４―ＢＦ１
破産者　株式会社シーシー・リンク
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８４９号
埼玉県鶴ヶ島市中新田1476番地１
破産者　株式会社登喜和
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８５０号
埼玉県加須市騎西４―１
破産者　株式会社ふじ典礼
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８５１号
埼玉県比企郡小川町大字高谷2493―21
破産者　金澤　英治
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９０８号
東京都東大和市上北台３―429―３　クレアガーデン玉川上水209号、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区東中野５丁目５番５号徳舛ビル
破産者　株式会社アイ・スリー・サービス
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９１５号
東京都中央区日本橋浜町２丁目30番10号
破産者　株式会社グランターミ
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９１９号
東京都品川区二葉４丁目19番３号
破産者　二葉精密工業株式会社
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９２０号
岩手県奥州市江刺区愛宕字酉丸638　妙徳寮203、住民票上の住所東京都品川区西大井４丁目16―３
破産者　島田　　晃
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９２１号
東京都品川区西大井４丁目16―３
破産者　島田　和子
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９２３号
東京都新宿区新宿７丁目７―３
破産者　湯川　宗典
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９２８号
大阪府寝屋川市萱島信和町21番37号
破産者　株式会社コーセイ住建
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９２９号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西３丁目26―11
破産者　吉本幸生こと　金　　幸生
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９４９号
東京都杉並区和泉４丁目11―４―201、開始決定時の住所東京都世田谷区千歳台３丁目２―３
破産者　井川　順子
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４１３号
東京都大田区大森西４丁目６―４
破産者　阿左美太郎
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５６０号
神奈川県川崎市宮前区有馬１丁目22―17―202
破産者　堀田　弘之
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５６１号
埼玉県草加市北谷１丁目２―３―712
破産者　鈴木　幸藏
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部